

事務連絡  
令和2年3月30日

都道府県・水質汚濁防止法政令市  
水質保全担当部（局） 御中

環境省水・大気環境局水環境課

### 水質汚濁防止法施行規則等の改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行（令和元年7月1日）に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改称されました。

これを踏まえ、本日、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（令和2年環境省令第9号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示（令和2年3月環境省告示第35号）を公布し、水質汚濁防止法施行規則等について下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 第一 改正内容

##### 1 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令関係

以下に掲げる省令の規定（様式）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めました。なお、環境省関係のその他の省令についても、同様に改正されております。

- ① 水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）
- ② 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）
- ③ 湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和60年総理府令第7号）
- ④ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成6年総理府令第25号）

##### 2 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示関係

以下に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めました。なお、環境省関係のその他の告示についても、同様に改正されております。

- ① 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）
- ② 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）
- ③ 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和54年5月環境庁告示第20号）
- ④ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成7年6月環境庁告示第30号）

- ⑤ 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年12月環境省告示第77号）
- ⑥ りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年12月環境省告示第78号）

## 第二 施行期日

第一1、2いずれも公布の日（令和2年3月30日）から施行します。

### 【連絡先】

環境省水・大気環境局水環境課

担当：井上

電話：03-5521-8313（内線6629）

FAX：03-3593-1438

E-mail：mizu-kanri@env.go.jp